

ける「同等性」の議論を概観する。コーデックスはWTOのSPS協定における食品安全に関する国際基準の策定機関であることから、WTOのSPS委員会における議論はコーデックスでの議論にも密接に関わっているからである。最後にIVでは、CCFICSにおける同等性の議論の経緯及び現在の争点について考察する。

II. 貿易調整・促進の3つの手段・概念：「調和」、「相互承認」及び「同等性」

生産・加工・梱包・貯蓄に関する科学技術の進展と消費者の嗜好の多様化により、貿易の対象となる生産物の種類や量は年々拡大している。その一方で、国家ごとに検査認証制度は異なる。国民の健康保護は国家として当然の権利であるが、検査制度を恣意的に運用すれば、輸入制限と同等の効果を与えることが出来る²ことも事実である。異なる規制に対して貿易の円滑化と食品安全の確保という双方の目的を達成する手段としては、「調和」、「相互承認」及び「措置の同等性」という3つの手段が挙げられる。これらのツールは相互に排他的なものではなく、目的や状況に応じてうまく利用されるべきものであるとされている。以下、それぞれの内容と、メリット・デメリットについて概観する。

1. 調和(harmonization)

調和とは、異なる国家が同じ基準・措置を統一して採用すること(uniformity of trade measures)である。WTOではSPS協定第3条で措置の調和に関して規定しており³、国際基準、指針または勧告が存在する場合は、それに基づくべきことが定められている(SPS協定第3条1項)⁴。SPS協定における食品に関する国際基準は、コーデックスの国際基準、指針または勧告をさしている(SPS協定付属文書A(3))。また、コーデックスにおいては、輸出入検査認証に関する原則⁵等の中で規定されている。WTOのSPS協定においても、コーデックスにおいても、各国家に措置を可能な限り調和させるよう奨励している。調和のメリットとしては、①円滑な貿易活動が可能となる、②国内で独自の規

² 田村次朗『WTOガイドブック』第2版、弘文堂2006年 p.195

³ SPS協定は、衛生植物検疫措置が貿易制限的でないことを確保することを目的として作成されたが、前文において「人及び動物の健康ならびに植物の衛生状態」の向上という目的も掲げており、この後者の目的は衛生植物検疫措置の国際的調和との間で緊張関係にあると指摘されている。小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会2000年、p.167

⁴ ただし、SPS協定においては、加盟国は、科学的に正当な理由がある場合または、第5条に規定されているリスク評価と適切な保護水準の決定に関する1から8項の関連事項に従って適切な保護水準を決めた場合には、国際基準よりも、より厳しい措置を採用すること出来る⁵とされている(SPS第3条3項)。しかし、国際基準より厳しい基準を導入する際にクリアすべきハードルは高く、実際に加盟国が国際基準に準拠しないSPS措置を適用したケースでそのSPS協定適合性が争われた紛争解決事例では、SPS違反が認定されている(中川淳司「経済規制の国際的調和 第9回—IV基準認証制度の国際的調和 2食品衛生・安全基準」『貿易と関税』51:pp.34-45、2003年10月、p.41)という指摘がある。

⁵ Principle for Food Import and Export Inspection and Certification, CAC/GL 20-1995、パラ 1 2

制を発展させる労力が省ける（特にリソースの不足している途上国など）、といった点が挙げられる。しかし実際は、食品安全確保のアプローチの違いや食文化の相違等から、国家間の規制を統一することは容易ではなく、多くの国家で国際基準とは異なる規制が取られている。全ての国が既に構築されている規制を変更するには大変な行政コストと時間を要することから、調和は漸進的なプロセスにならざるを得ないといえる。

2. 相互承認 (MR, Mutual RecognitionとMRAs, Mutual Recognition Agreements)

相互承認 (MR) は、SPS 協定の中に規定されておらず、その定義やタイプも様々である⁶。相互承認や同等性に関していくつかのレポートを作成しているノルウェー農業経済研究所 (NILF, Norwegian Agricultural Economic Institute) の報告書⁷は、相互承認は2つ以上の主体が相互の取り決めを受け入れあうこと⁸として、2つのタイプに分けている。1つは、古典的な事例としてカシス・ド・ディジョン・ドクトリン (Cassis de Dijon Doctrine) のタイプとしており、もう1つは、いわゆる適合性評価の相互承認協定のタイプのものとしている。前者は、有名なカシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon Doctrine) 判決⁹の結果にちなんで命名されたもので、輸出国で適法に作られた製品は輸入国でも認められるとするものである（主に EU で行われているタイプのもの）。後者は、適合性評価手続きに関する相互承認協定 (MRAs) とよばれるものである。MRAs には様々な形態があり¹⁰、例えば、輸出国政府が認可した輸出国に拠点を持つ適合性評価機関 (Conformity

⁶ *Report of FAO Conference on International Food Trade Beyond 2000: Science-Based Decisions, Harmonization, Equivalence and Mutual Recognition*, Melbourne, Australia, 11-15 October 1999, <http://www.fao.org/docrep/meeting/X2808E.htm>

この報告書の中で上述の3つのツールについて議論している。FAOでは、MRの定義を以下のように定めている：MR is the outcome of a process of evaluation which leads two or more countries to agree that the standards and/or associated systems employed by each country are such as to allow foods marketed in one country to be freely marketed in each other country which is party to the agreement

⁷ Frode Veggeled, Christel Elvestad, *Equivalence and Mutual Recognition in Trade Arrangements Relevance for the WTO and the Codex Alimentarius Commission*, NILF, p.8

⁸ MR can simply mean two or more parties mutually accept each other's rules

⁹ 1960年代の欧州共同体基準の採択は理事会の全会一致が必要であったため、域内の基準の調和作業は非常に時間を要する作業であったが、1979年のカシス・ド・ディジョンの判決により、加盟国は他の加盟国で適法に生産され、流通が認められる製品の輸入・流通を、自国の製品基準を満たさない場合にも原則として認めなければならないという相互承認方式が採用されることになった。（中川淳司「経済規制の国際的調和 第8回-IV基準認証制度の国際的調和 1工業製品の基準認証制度」『貿易と関税』51、p.33）

¹⁰ 経済産業省は、MRAsを以下の3つのタイプに分けている：①政府間相互承認：相手国において行われた自国の強制法規の技術基準への適合性評価の結果が自国において行われたものと同等であるとして政府が相互に認め合い、かつ、受け入れる。政府間相互承認はさらに、輸出国がCABの指定および監督を行う従来型（「日・欧州共同体相互承認協定」、「日・シンガポール新時代経済連携協定」）と輸入国がCABの指定監督を行う域指定型（「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国政府との間の協定（第6章）」）に分類できる。②認定機関相互承認：認定期間相互の認定行為の技術的同等性を認定機関が確

Assessment Body, CAB)が、輸入国側の基準に基づき評価した結果を、輸入国が自国内で実施した適合性評価と同等として相互に受け入れる協定がある。このタイプでは必ずしも輸出入国間の規制そのものの同一性(調和)や後に3.で述べる意味での同等性を前提としていない。輸出企業は輸入国の基準と自国の両方の基準を満たさなければならないが、自国内で適合性評価を受けられるという時間的・コスト的な利点がある。行政的には、相互承認が一度確立されれば再度適合性評価をする手間が省けるという利点がある一方、安全性の確保が輸出国の管理体制に依存する¹¹という懸念や、相互承認にかかわる行政上のコスト(相手国の規制を学習する必要性、利用促進のための制度構築の必要性等¹²)が指摘されている。MRAsの事例としては、日本が現在締結している「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定(日・欧州共同体相互承認協定)」や「日・シンガポール新時代経済連携協定(第6章の相互承認部分)」等が挙げられる。

3. 同等性

「同等性」は、SPS第4条やコーデックスの文書において定義されている(詳細はIIIにおいて論じる)。「調和」が、自らの規格・規制を国際基準に同一化することによって、貿易の促進を図るのに対して、「同等性」は、規制を変えることなく同じ目的(輸入国の適切な保護水準)を達成することを目指している。衛生確保が(「いかにして」)達成されるかではなく、どのような衛生基準が確保できるか(「結果」)という点に比重がある。

同等性の概念の持つ利点としては、既存の国内規制・基準の変更を行わないですむ他、食品管理制度にリスクベースの手法の導入が促進され、費用効果的・経済的な衛生確保の多様な手段が開発される、検疫所の物理的検査や認証への依存が減る¹³、といった点が挙げられる。一方、デメリットとしては、後の議論でも述べるが、①SPS措置の同等性評価の範囲の限定や同等性判断の根拠を定めることが困難であること、②同等性評価に要する手続や承認上の行政コストが非常に大きいこと、③安全性の確保が相手国の検査体制の信頼性に依存していること、などが挙げられる。

以上、3つのツールを個別に説明してきたが、実はこれらの概念は排他的なものではなく、状況に応じて補完して使用すべきツールであり、また、相互に関連しあっていることも重要な点として指摘できる。現在話題となっている適合性評価の相互承認においては、指定されたCABが実施する手続きの同等性を認め合っているに過ぎないという

認しあう③適合性評価機関相互承認：試験・認証の技術的同等性を適合性評価機関が相互に確認しあい、かつ適合性評価結果を受け入れること

経済産業省ホームページ、経産省産業技術環境局規準認証ユニット相互承認推進室

「相互承認に関して」<http://www.meti.go.jp/policy/conformity/mrarenew/MR.htm>

¹¹ FAO conference on International Food Trade Beyond 2000、パラ 15

¹² 内記香子、「地域貿易協定における「技術的貿易障壁」の取り扱い—相互承認の制度を中心として—」<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/06j042.pdf>

¹³ Steve Hatherway, "The Principle of Equivalence," *Food Control* 10, 1999, pp.261-265

意味で同等性の概念は限定的であるが、より高度なレベルでの相互承認(例えば、ある食品に関する規制、基準や認証)として相互承認を発展させた場合には、規制によって達成される目的との関連において同等性の概念が大きな役割を果たし、相互承認と同等性の概念との線引きは曖昧なものとなるだろう。

表1：貿易調整・促進のツール：調和・相互承認・同等性（筆者作成）¹⁴

貿易調整・促進のツール	内容	メリット	デメリット
調和	国家間で統一基準・措置を採用する	①円滑な貿易活動が可能となる、②国内で独自の規制を発展させる労力が省ける	①国内基準・規制の変更に伴うコストを要する ②国家・地域の特性にそぐわない場合がある
相互承認	国家間で規制を相互に認め合う(様々なタイプが存在する) ①MRAs(相互承認協定)適合性評価機関のMRAs等 ②カシス・ド・ディジョン・ドクトリン的なタイプ	①既存の国内基準・規制の変更を行わずに済む ②物理的検査・認証制度の手間が省ける	①相互承認に要する行政負荷が大きい②安全性の確保が相手の検査体制の信頼性に依存する
同等性	国家によって異なる達成方法であっても、同レベルの保護水準を達成できるものは同等の措置として受け入れる	①既存の国内基準・規制の変更を行わずに済む ②衛生措置の多様性が許容され、衛生措置の技術的な発展が期待できる ③物理的検査・認証制度への依存が減る	①同等性評価の承認におけるスコープの限定や判断根拠が困難②同等性評価に要する行政負荷が大きい、③安全性の確保が相手の検査体制の信頼性に依存する

III. WTOにおける同等性をめぐる議論

前述のようにコーデックスは、SPS協定における食品の安全に関する国際基準策定機関とされている。このため、コーデックスの議論はWTOにおける議論の影響を大きく受けることになる。従って、本研究のテーマであるCCFICSにおける「同等性」の議論もWTOにおける議論を踏まえて理解することが重要である。IIIでは、コーデックスにおける議論を理解する上で必要な背景知識として、WTOのSPS委員会における「同等性」に関する議論を概観する。

WTOでは、95年に採択したSPS第4条において「措置の同等性」を規定している。しかし同条文には、同等性評価の具体的な実施要領等は規定されておらず、一般的な意味

¹⁴ 文中で論じたように、表1における分類は必ずしも排他的な分類を示すものではない。

合いにとどまっていた。このため、実際に国家間において衛生措置の同等性評価が「実施」されることはあまりなかった。しかし、02年に開催されたドーハ閣僚会議の要請により、SPS委員会で「同等性」評価を実施するための具体的規定を策定しようとする動きがあり、この委員会の論点の多くはCCFICSにおいても議論されることとなった。以下、SPS委員会における同等性の議論の歴史と争点を概観する。

1. WTOのSPS第4条：同等性に関する規定

SPS協定とは、人、動物または植物の生命または健康を守るという衛生植物検疫措置の本来の目的を達成するとともに、貿易に与える影響を最小限にするための具体的なルールを提供するもの¹⁵である。

SPS第4条は「措置の同等」について定めている。この中で、輸出国が輸入国と異なるSPS措置をとっている場合であっても、輸出国のSPS措置が輸入国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準(Appropriate level of Protection, ALOP)を達成することが客観的に証明されるとき、輸入国は輸出国のSPS措置を同等なものとして認めなくてはならない旨を規定している。また、認定の形態については第4条2項で「加盟国は、要請に応じて、特定のSPS措置の同等性の認定を行うに当たり、二国間又は多数国間で合意するために協議を行う」と規定されている。しかし策定当時、同等性認定に関する具体的な手順についての合意はなく、同等性認定が実際に国家間で行われたケースはわずかであった¹⁶。同等性に関する規定が設けられた一方で、一般的な意味合いにとどまった要因として、当時同等性評価を行うメリットよりは行政負荷等のデメリットの方が認識されていたことが挙げられる。例えばアメリカは、2000年にWTOのSPS委員会に提出したコメントの中で、評価に要する業務は行政上大きな負担となりうるので、ベネフィットを十分に考慮する必要があり、同等性評価は貿易の前提条件とするべきでないとしていた¹⁷。しかし、02年のWTOのドーハ閣僚会議でいわゆる「実施」問題が目玉として取り上げられたことで、SPS委員会においても（後に述べるコーデックス (CCFICS) においても）、「同等性」の概念を実際の運用に用いるための議論が活発になった。

¹⁵ 外務省経済局国際機関第1課編、『解説 WTO 協定』日本国際問題研究所、p.136

¹⁶ 同等性評価の統一の基準の不在の中でも、いくつかの同等性評価の事例はあった（以下、SPS委員会に寄せられた各国の実施事例）。例えば、アメリカは肉の輸入については、FSISが事前に輸出国の衛生関連の制度や措置の同等性の確認を行っている（その他の食品については特に事前の同等性評価は行っていない）(G/SPS/GEN/212)。また、EUでは、漁業分野の衛生に関連する制度の同等性評価を91年から行っている(G/SPS/GEN/304)。特定の衛生措置を対象としたものの事例では、オーストラリアとニュージーランドがスイスのチーズに対して行った事例が挙げられる(G/SPS/GEN/243)。日本も口蹄疫発生国からの輸入について非発生国同等の安全性が認められれば(熱処理、認可された施設での加工等)輸入できるという事例を提出している(G/SPS/GEN/261)。

¹⁷ G/SPS/GEN/212におけるアメリカのコメント。

2. SPS委員会：「SPS第4条の実施に関する決定」と明確化に向けた動き

01年10月「SPS第4条の実施に関する決定（以下、「実施に関する決定」）」¹⁸が採択された。翌月に開催されたドーハ閣僚会議では、「実施」問題が重要課題とされ、「実施に関する決定」を更に明確化する作業に早急に取り組むよう SPS 委員会に対して要請した¹⁹。これを受けて、02年3月に「同等性の決定の明確化に関するプログラム²⁰（以下、明確化に関するプログラム）」が立ち上がった。同等性の決定の明確化に当たっては具体的な事例を収集・共有する必要性が認識され、02年6月に同等性認定の通知に関する文書のフォーマットが採択された。これにより同等性が承認された際には、SPS 委員会に通知することが決定された²¹。04年3月には、明確化のための追加文書を入れた「実施に関する決定」の修正文書「G/SPS/19/Rev.2」が策定され、プログラムは一応の区切りがつけられた。ただし、その後も同等性は SPS 委員会のアジェンダとされている。修正文書の策定過程における争点は以下の3点であった。

(1) 同等性承認の促進・迅速化に当たっての輸入歴の扱い(実施に関する決定、パラ 5)

「実施に関する決定」のパラグラフ5では、輸入歴がある製品について、同等性評価を迅速に行うべきとしている²²。しかし、輸入歴に関するいかなる情報が迅速な評価に寄与するのかという点が必ずしも明確でなかった。そこで明確化に関するプロジェクトでは、以下の項目を修正文書に追加した。

まず第1に、同等性評価の際に輸入国が考慮すべき情報と経験が明確化された。即ち、輸入国は同等性評価に当たって、輸入歴と信用性、製品に関する管理・検査体制、科学的情報を考慮することとされた。これらの情報が多ければ多いほど、同等性評価の承認手続きは迅速になるとしている。第2に、同等性評価の対象とは異なる製品の措置に関する情報でも、その情報が有用であれば考慮すべきとした。また、リスクに基づいて検討すべきとして、リスクが低い場合には要請項目を減らし、手続きを迅速に出来るようにすべきとした。第3に、同等性評価の手続きを遅延させないように、輸入国は既に手元にある輸出国に関する情報を重複して要求すべきでないことと、同等性評価の全過程がいつ完了するのかを輸出国に対して通知しなければならない、という点が追加され

¹⁸ G/SPS/19

¹⁹ WT/MIN(01)/17, 20 November 2001, Implementation-related issues and concerns, 3.3 http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_implementation_e.htm
3.3 Takes note of the Decision of the Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures (G/SPS/19) regarding equivalence, and instructs the Committee to develop expeditiously the specific programme to further the implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures.

²⁰ a program of work to clarify its Decision on Equivalence

²¹ しかし、05年7月に行われた SPS 協定の実施に関するレビュー (G/SPS/36) によるとこのフォーマットに基づいて通知をした加盟国は未だない(ちなみに同等性評価の通知は義務ではない)。

²² The importing Member should accelerate its procedure for determining equivalence in respect of those products which it has historically imported from the exporting Member. (原文)

た。後にも述べるが、輸入歴を同等性評価に際していかに使用するかという点は、CCFICSでも問題となった。SPS委員会では輸入歴から得られた情報を手続き迅速化の材料と位置づけているが、CCFICSではWTOほど迅速化のコンテキストでは論じられていない。

(2) 輸出国からの同等性評価の要請による影響について(実施に関する決定、パラ6²³)
パラグラフ6では、同等性評価の要請が既存の貿易関係にもたらす影響について述べている。輸出国は、同等性評価の要請を契機として、輸入国が従来認めてきた輸出入を禁止したり、輸入国のALOPの水準を不当に引き上げることを懸念していた。他方、輸入国はALOPの設定を主権的権利として認められるべきと考えていた。同様の議論はCCFICSにおいても展開された。修正文書のパラグラフ6では、輸出国が要請した際の輸入国の対応について明確化した。追加文書では、同等性評価の要請によって、現在行われている輸出入の差し止め・停止がされてはならないこと、ただし、これは輸入国のALOPを確保するための措置・主権を妨げるものではないこと、また、輸入国はALOPを定める際に偽装的な保護措置にならないように努めるべきことが規定されている。

(3) 輸出国の措置の評価におけるOBCの重要性の追加(実施に関する決定、パラ7)
「実施に関する決定」のパラグラフ7²⁴において、輸入国は、輸出国から提出された科学的根拠の情報に基づき輸入国のALOPを満たすかどうかを検討するべきとしている。しかし、その運用上の課題として、比較の客観的根拠の具体的内容及び決定主体のあり方が明確でないという問題が提起された。修正文書では、同等性評価の際の比較のための客観的根拠 (Objective bases for Comparison, 以下OBC) の重要性が追加された。更に、コーデックスにおいて早急にOBCの具体的内容を規定することを定め、これについてはCCFICSに詳細を議論するようにと委ねた²⁵。

IV. CCFICSにおける同等性をめぐる議論

ここでは、1, 2において現在議論が進められている「措置の同等性に関するガイドライン」の付属文書に至るまでの、CCFICSにおける「同等性」に関する一連の議論の経緯及びその構図を概観した後、3で現在の付属文書における議論の経緯と主要な論点

²³ The consideration by an importing Member of a request by an exporting Member for recognition of the equivalence of its measures with regard to a specific product shall not be in itself a reason to disrupt or suspend on-going imports from that Member of the product in question. (原文)

²⁴ When considering a request for recognition of equivalence, the importing Member should analyze the science-based and technical information provided by the exporting Member on its sanitary or phytosanitary measures with a view to determining whether these measures achieve the level of protection provided by its own relevant sanitary or phytosanitary measures. (原文)

²⁵ また、当時OBCの比較対象となる輸入国のALOPの定め方を規定しているSPS第5条5項 (The Guidelines to Further the Practical Implementation of Article 5.5 (G/SPS/15)) に関しても、ドーハの実施問題の一環として明確化の議論が進行しており、輸入国はこれを参照するべきとしていた。

について考察する。

1. CCFICSにおける「同等性」に関する議論の経緯

CCFICSでは同等性に関して、95年に採択された「輸出入検査認証に関する原則」²⁶の中で「加盟国は、検査認証制度が異なっても、同一の目的が果たせること即ち同等性が確立できることを認識すべきである。同等性を証明する義務は、輸出国側にある。」と規定している。

現在CCFICSでは03年に採択された「食品の検査認証にかかわる衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(Guideline on the Judgment of Equivalence of Sanitary Measures Associated with Food Inspection and Certification Systems,以下「措置の同等性に関するガイドライン」)」²⁷の付属文書の策定に向けた議論がされている。また、関連する文書としては、97年の「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン (Guideline for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification systems)」²⁸及び99年の「食品輸出入検査認証制度の同等性に関する合意形成のためのガイドライン、(Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Import and Export Inspection and Certification Systems)」²⁹がある。

(1) 検査認証制度の同等性評価に関する2つの文書(97年、99年)

97年に策定された「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン」では、検査認証制度の同等性の承認について規定している。Section5パラ9-16で同等性に関して、その決定、合意文書の記載内容などについて一般的な規定をしている。また、Section6では食品検査認証制度のインフラ（法的な枠組み、管理施策と運用、意思決定の基準、輸出品が適合していなかった場合の検討事項、施設・輸送手段・通信・実験施設・人材などが備えるべき要件）について規定している。このガイドラインの付属文書では、簡単なものではあるが、輸入国が輸出国の検査認証制度を評価・検証する手続きについても定めている。

99年には、「食品輸出入検査認証制度の同等性に関する合意形成のためのガイドライン」が策定された。この文書は、同等性に関して輸出入国間で検討すべき事項 (Section 6)、協議のプロセス (Section 7) などについて規定している。CCFICS・コーデックスの文書としての一貫性や整合性の観点からも、これらの文書に挙げられている項目や考え方は現在策定中の文書に大きな影響を持っており、参照すべき文書である。

(2) 「衛生措置の同等性に関する文書(03年)」

²⁶ Principle for Food Import and Export Inspection and Certification, CAC/GL 20-1995、パラ 13

²⁷ CAC/GL53-2003

²⁸ CAC/GL 26-1997

²⁹ CAC/GL 34-1999

現在CCFICSで取り組んでいる付属文書の主文に当たる「措置の同等性に関するガイドライン」は、CCFICS(8)から文書の策定が開始され、03年のCCFICS(11)において規格策定の最終段階であるステップ8に進められた。CCFICSの議論は、表2の通り、WTOのSPS委員会における同等性の取り組みとほぼ同時期に議論がなされている。前述のとおり、ドーハ閣僚会議で同等性の「実施」問題に重要性が付与されたこともあり、コーデックスの執行委員会でも同等性に関する文書策定が重要課題と位置づけられた。このため、CCFICS(9)では、同等性に関する文書策定を喫緊の課題として、文書策定手続を通常より加速する（accelerated procedure）ことも検討したが、最終的には、慎重な議論を求め、途上国の意見を踏まえ、通常どおりの手続に則り議論が進められることとなった。しかし、WTOとの関係で文書化へのプレッシャーは大きく、03年に開催されたCCFICS(11)では、大きな議論の争点（スコープの問題、OBCの具体的内容、同等性評価の手続き書類の必要項目、現地調査の位置づけ、途上国への技術援助など）の詳細は、将来的に付属文書の中で取り上げるとして、主文の策定を終えた。以上の経緯から、現在の付属文書の策定で議論されているのは、当時の積み残しの合意の難しかった問題であるといえる。

表2：WTOとCCFICSにおける同等性に関する経緯(筆者作成)

年	WTOにおける同等性に関する議論	年	CCFICSにおける同等性に関する議論
1995	SPS協定の採択	95	「輸出入検査認証に関する原則（CAC/GL 20-1995）」
		1997	「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン（CAC/GL 26-1997）」
		1999	「食品輸出入検査認証制度の同等性に関する合意の形成のためのガイドライン(CAC/GL34-1999)」
2001.10	「SPS第4条の実施に関する決定」(G/SPS/19)	2000	CCFICS(8)において同等性に関する文書策定が開始される
2001.11	ドーハ閣僚会議において「実施」問題に重要性付与、SPS第4条の実施に関連する文書策定の要請	2001	コーデックス執行委員会で同等性に関する文書が重要課題に
2002.3	同等性の決定の明確化に関するプログラム立ち上げ	2003	CCFICS(11) 「食品の検査認証に関わる衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL53-2003)」が策定
	同等性に関してSPS委員会・プログラムの会議において議論	2004	CCFICS(13) 「食品の検査認証に関
2004.3	G/SPS/19/Rev.2の策定→プログラ		

	ム自体は完了・同等性は引き続き重要課題とする	わる衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL53-2003)」付属文書の策定に取り組み始める(継続中)
--	------------------------	--

2. CCFICSにおける議論の基本的な構図

議論を主導する主要なアクターとしては、アメリカ・カナダ・ニュージーランド・オーストラリアを中心とする輸出先進国、アルゼンチン・メキシコ・インドなどを中心とする輸出途上国、IACFO(International Association of Consumer Food Organization、以下IACFO)やコンシューマー・インターナショナル(Consumer International、以下CI)などを中心とする消費者NGOと輸入国が挙げられる。

輸出国の基本的な立場は、同等性評価にかかわるコストと時間の節減のために、可能な限り同等性評価の対象を限定し、提出書類も簡略化することで、行政負担を減らしたいというものである。ただし、輸出国と一言にいても、アメリカ・カナダ・ニュージーランド・オーストラリアのいわゆるQuadrilateral Countries³⁰とアルゼンチンなどの途上国とでは主張のトーンは異なる。この4カ国は、「措置の同等性評価のガイドライン」の策定初期の段階からワーキンググループを共同で行った経緯もあり、共通の認識を有している。輸出国ではあるが、しっかりとした検査体制は確保したいという考えもあるので、手続きの簡素化などに関しては輸出・途上国ほど強くは求めていない。また、アルゼンチン・メキシコは、途上国への技術援助や実現可能性(フィージビリティ)の問題とも結びつけ、積極的に発言を行っている。これに対して同じ輸出国でもカナダは、技術援助はコーデックスで扱う問題の対象外であるとしており、意見は一様ではない。

他方、輸入国の基本的立場は、安全性確保のためにも可能な限り検査対象を広げ、提出書類の情報を詳細に記載させる、また、ALOPの決定する権限は輸入国にあることを確実にするというものである。これは消費者NGOなどの立場と同様であり、むしろIACFOやCIなどが、消費者の健康保護、安全な食品の確保の観点から輸入国の立場を積極的に代弁している状況である。

従ってCCFICSの議論の構図には、輸出国 VS 輸入国・消費者NGO、先進国 VS 途上国という2つの軸があるといえる。

3. 現在策定中の付属文書の論点

04年のCCFICS(13)では、03年の主文が策定された際に合意が見送られた論点を中心に、付属文書の策定を行うことが合意された。挙げられた論点があまりに多かつたため、CCFICS(13)では取り組むべき優先項目を討議し、その結果、同等性評価の要請文書の必要事項、OBC、同等性評価の具体的手順の3点を優先事項として、それぞれ個別の付属文書を策定するということが合意した。しかし、CCFICS(14)では、前回優

³⁰ Steve Hatherway, "The Principle of Equivalence," *Food Control* 10, 1999, p.265

先事項から外れた考慮事項（輸出国への現地立ち入り調査の条件や途上国支援など）も関連するので再び文書に取り上げることが求められた。また、付属文書を個別に策定するのではなく、まとめてひとつにするべきということが合意された。CCFICS(15)では、会議の時間的な制約からパラグラフごとの議論が行われなかった³¹ため、大きな進展はなかったが、07年の6月に作業部会を開催することが決定しているため、そこで大きく進展するだろうとされている。

ここでは、現在の「措置の同等性に関するガイドライン」の付属文書における主要な論点³²について主文や過去の関連文書の経緯などを参考に紹介する。

(1) スコープの問題

・論点：同等性評価の対象となる SPS 措置とは何か・何を対象とするのか

スコープの問題とは、何を SPS 措置とし（SPS 措置の特定）、いかなるレベルまで同等性評価の対象とするのか—ある特定の衛生措置に限定するのか、それともより広範な食品管理体制（法整備・設備、プログラムの設計、実施と監視など）にまで拡大するかという問題である。

同等性評価の対象となる衛生措置のスコープとしては、大きく3つのカテゴリーがある³³(表3参照)。第1に、食品安全の管理体制全体・インフラ (Infrastructure) である。これは、具体的には、食品関連法令整備・監督当局の運用システム、組織、実施のシステムなど広範な食品管理体制全体を指している。2つ目は、施策計画、実施・監視(program design, implementation and monitoring measures)である。これは、提出書類のシステム、監視、実施、意思決定の基準とその実施、実験施設の能力、輸送のインフラ、認証と立ち入り調査の条項、などである。3つ目は、より個々の商品・生産物に特化した個別の必要措置(specific requirement measures)である。具体的には、個々の施設に適用される要件、装置(食品の製造機械の設計)、工程 (HACCP の計画)、検査手順、試験、検査サンプリングの手法などである。スコープの問題は、これら3つのカテゴリーのどこまでを同等性評価の対象とするのか、それぞれのカテゴリーの中身を具体的に何にするのか (SPS 措置の特定) という点において争われている。

³¹ 第25回コーデックス連絡協議会配布資料、5-(2)

³² CX/FICS 06/15/4 パラ5で挙げられた論点についてまとめた。

³³ ただし、これらはオーバーラップしている部分もあり、完全に分け得る問題ではない。本文中のカテゴリーは主に CX/GL/53-2003 のパラ13を参照として作成したが、同じ CCFICS のディスカッションペーパーでも回毎にカテゴリーの内容は異なっていたので、いまだ共通認識に至っていない(この内容を定めることも今後の課題の一つである)。

表3：食品の衛生措置に関する3つのカテゴリー（筆者作成）

カテゴリー	具体的内容
食品安全の管理体制全体・インフラ (Infrastructure)	食品関連法令整備・監督当局の運用システム、組織、実施のシステム等
施策計画、実施・監視(program design, implementation and monitoring measures)	提出書類のシステム、監視、実施、意思決定の基準とその実施、実験施設の能力、輸送のインフラ、検査と立ち入り調査の条項等
特定の必要措置(specific requirement measures)	個々の施設に適用される要件、装置(食品の製造機械の設計)、工程(HACCPの計画)、検査手順、試験、検査サンプリングの手法等

・ 経緯・現状

スコープの問題は、「措置の同等性に関するガイドライン」の主文の策定段階から既に争点となっていた。CCFICS(8)で議論された主文の初期のドラフトは、ある特定の衛生措置の同等性を判断するに当たって、食品管理システムに関連する全ての要素を検討する必要があるとしていた³⁴。また、CCFICS(10)の事前に配布されたドラフトでは、輸入歴がない場合、輸入国の食品管理システムの様々な要素を輸出国の管理体制と項目別に比較（side by side comparison）して同等性評価を行う必要性が生じることもあった。しかしこれに対して、アルゼンチン³⁵やメキシコ³⁶などは、管理体制のシステム全体として判断するのではなく、個別措置ごとに判断するべきだと主張した。また、カナダ³⁷も、措置の同等性の決定は、必ずしもシステム全体の同等性を求めるのではなく、生産物もしくは生産物の分類ごとに行うべきであるとした。

結果として「措置の同等性に関するガイドライン」の主文においては、措置の同等性の判断としてシステム全体の同等性が含まれるとはいっていないが、同等性を判断する際には、輸出国の食品検疫認証システムの経験、知識と信頼性を考慮に入れる(パラ20の(a))などとしていることから、システムの要素も考慮事項として入ることが読み取れる。

現在の付属文書の議論において、そのスコープを食品システム全体とすべきではなく特定の措置にのみ限定すべきと主張する国家もあるが、食品管理システム全体を構成す

³⁴ パラ11、CX/FICS/00/6、whether the importing country's ALOP is likely to be achieved can only be determined in most cases through an evaluation of all relevant components of an exporting country's food control system.(一部抜粋)

³⁵ CX/FICS 02/4

³⁶ CX/FICS 02/4

³⁷ CX/FICS 02/4、the determination of equivalence of sanitary measures must be made against the product or category of products being exported without necessarily requiring a systemwide equivalence agreement. (一部抜粋)

る多様な要素を対象とすべきという意見が多数を占めている³⁸。したがって今後は、SPS措置の3つのカテゴリー(インフラ・施策計画・特定措置)が具体的にどのような措置を意味しているのかを詳細に詰めるとともに、システムを構成する多様な要素の同等性評価をどのように行うのかを検討することになる。

(2) 輸出国に関して輸入国が持っている過去の経験・知識や信用 (experience, knowledge and confidence) を「同等性」の判断にいかにかに用いるか

- ・ 論点：過去の輸入歴・相手国の食品管理体制に関する知識や信用の位置づけ

主文では、輸出入国間に十分な輸出入歴がある場合は、施策計画(program design)やインフラ(infrastructure)まで検討することなく「同等性」を確立することが出来るとされている。過去の輸入歴、知識や経験は、WTO においては手続きの迅速化と関連付けて議論されている。このため、同等性評価における輸入歴の位置づけによっては、十分な評価が行われないのではないかという懸念が主として消費者 NGO などにある。

- ・ 経緯・現状

輸入歴を如何に同等性評価の判断に使用するかということは、「措置の同等性に関するガイドライン」の主文の策定段階から議論されてきた。この問題は、WTO の SPS 委員会の「明確化に関するプログラム」においても、ほぼ同時期に大きな争点のひとつとなっていた。SPS 委員会では、輸入歴や信頼性等に関する情報が多ければ多いほど承認手続きは迅速になるとした。輸出国かつ途上国の代表的存在であるアルゼンチンは、WTO でもコーデックスにおいても、輸入歴を迅速化に関連付けて議論を展開している。これに対して消費者 NGO の CI は、迅速な(quickly)手続きではなく徹底的な手続き(thoroughly)をするべきで、過去の輸出入歴に関してはこれをもって同等性の証明の免除とはなり得ないと主張した³⁹。また、カナダも過去の経験や知識・信用は確かに重要な検討材料ではあるが、同等性評価はこうした要因にかかわらず一貫性を持って行うべきなので、輸入歴はあくまで評価の一要因として位置づけるべきという主張をした⁴⁰。同等性の判断に過去の経験や信用が果たす役割が大きいことは間違いないが、経験や信用は客観的に一般化するのが難しく、理念として掲げることが出来ても具体的に実用化出来るような文書化をするのは困難な問題といえる。

(3) 措置の同等性評価を行う理論的根拠・目的・その他の関連事項の検討の必要性

- ・ 論点：措置の同等性評価を行う理由を明確にする必要性

WTO の SPS 委員会の議論でも、当初アメリカなどは、同等性手続きに要する時間的・経済的・行政的な負荷に見合うメリットがないのではという懸念や、同等性評価の手續

³⁸ CX/FICS 06/15/4、パラ 5

³⁹ CX/FICS 02/11/3

⁴⁰ CX/FICS 05/14/3-Add1

きを一律に適用すると円滑な貿易活動に支障をきたすのではないかという懸念を表明していた。こうした懸念を払拭するために、輸出入国間において同等性評価を行う意義がどの程度あるのか、その必要性について明確にすることとされた。CCFICS(15)の事前の WG では、同等性評価は、貿易促進効果があるかどうか、他の手段（例えば規制の遵守）で代替できるか、輸入国側のメリットがあるか、などを輸出国側が検討する必要性があるというパラグラフを入れることとされた⁴¹。

(4) 比較の客観的根拠 (Objective bases for Comparison, OBC) について

- ・ 論点：措置の同等性評価を行う際の比較の客観的根拠 (OBC) は、具体的に何で、誰が決定するべきか

OBC なしに同等性評価を行うと、輸出入国間の措置の比較の客観性を担保することが出来ない。そのため、OBC に関する共通の認識を形成することが求められている。輸出国は、同等性評価の際に用いる OBC を輸入国が一方的に決定することで不当な評価をされることを懸念していた。したがって、輸出国は、輸入国との対話を通じた OBC の決定の重要性を繰り返し論じている。また、定量的に判断する場合の OBC については比較的議論が行いやすいが、定性的な判断を要する場合（特に制度など）の OBC が具体的に何をさすのかという点が非常に難しい問題となっている。

- ・ 経緯・現状

「措置の同等性に関するガイドライン」の主文では OBC について、輸出国の衛生措置が輸入国の ALOP を満たしているということを OBC に基づいて証明すること（主文のパラ 15）⁴²、OBC は輸入国が特定すべきであること、OBC の相互理解とその合意には輸出入国間の交渉が有用である（パラ 16）⁴³と記している。主文の策定過程では、OBC は具体的に何なのか、誰が決定するものなのかといったことが議論された。ブラジルは、OBC に GMP(Good Manufacturing Practice)や GHP(Good Hygiene Practice)などを加えるべきとしたが、まだ OBC の概念に対するコンセンサスが十分でなかったことから、主文では詳しくは規定せず、一般的な記述に留まった。前述の WTO の SPS 委員会の「明確化に関するプログラム」の議論においても、OBC は重要な論点のひとつであった。こ

⁴¹ CX/FICS 06/15/4 付属文書ドラフトパラ 5

⁴² (原文)15. Since the sanitary measures applied by an importing country have the purpose of achieving its ALOP, an exporting country may demonstrate achievement of the importing country's ALOP by demonstrating that the measures it proposes as equivalent have the same effect, relative to the achievement of the importing country's ALOP, as the corresponding sanitary measures applied by the importing country by using an objective basis of comparison.

⁴³ (原文一部抜粋)16. The importing country should, at the request of the exporting country, specify as precisely as possible an objective basis for comparison of the sanitary measures proposed by the exporting country and its own measures. Dialogue between the exporting and importing country will assist in the development of understanding and, desirably, agreement on the objective basis for comparison.

のプログラムでは、ALOP の比較には客観的な根拠が重要であることを指摘し、食品に関する OBC の詳細をコーデックスで早急に策定するように促した。こうした流れを受けて、CCFICS では付属文書の中で OBC のより詳しい内容を発展させることが決定された。

CCFICS(14)の直前に回付されたコメントにおいて、アルゼンチンは OBC が輸出入国間の対話を通じて発展させるべきだという点を強調した⁴⁴。また、WG の議論の結果、OBC を具体的に把握できるように定量的な事例と定性的な事例の二つを付属文書策定の過程において検討することになった。CCFICS(15)の事前に行われた WG⁴⁵においては、OBC の内容を衛生措置の 3 つのカテゴリー（インフラ、施策計画・実施と監督に関する措置、特定の措置）別に詳細に検討された。OBC の具体的な検討事例としては、暫定的にジュースの事例が取り上げられ、サンプルの収集・実験設備・分析手法における「食品安全の目的（Food Safety Objectives, FSO⁴⁶）」と OBC をそれぞれ挙げている。

(5) 現地調査・視察（on-site visits）について

- ・ 論点：現地調査の目的は何か、同等性評価の手続きのどの段階で行うのか

主文の策定過程で、いくつかの代表が現地調査について論じたが、最終的に主文には現地調査は盛り込まれなかった。しかし、97 年の「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン」の付属文書では、輸出国の検査・認証制度の評価、検証に際する規定（4.2）の中で、現地調査について述べている⁴⁷。ここでは、現地調査は必ずしも実施しなければならないものではないが、輸入検査に関連するあらゆる要素の中に位置づけられるべきとし、更に、現地調査には工場や貯蔵庫などへのコンプライアンスのチェックも含めるとしている。

付属文書の策定過程では、特にカナダが現地調査の目的とタイミングについて明確にすることを求めた。これを受けて CCFICS(15) の直前に回付されているドラフトでは目的を衛生措置の同等性評価の検証に限定するべきで、輸出国の食品管理体制全体としての実施状況にまで拡大しないこととした⁴⁸。

⁴⁴ CX/FICS 05/14/

⁴⁵ CX/FICS 06/15/4

⁴⁶ FSO (Food Safety Objectives), Performance objectives, Performance criteria などの用語の定義についても今後検討していく必要性が論じられた。

⁴⁷ (原文)4.2.1 The decision to proceed to this step should not be automatic but should be based upon a variety of factors such as risk assessment of the food commodity(ies), history of conformity with requirements by the industry sector or exporting country, volume of product produced and imported or exported, changes within a country's infrastructure, changes to the food inspection and certification systems, and training (theoretical and practical) of inspectors.

4.2.2 On-site verification may involve visits to manufacturing facilities and food handling or storage areas to check on compliance with the information contained in the documentary material referred to in 4.1.

⁴⁸ CX/FICS 06/15/4 付属文書ドラフト 26-27

輸入国側からすると、II. で述べたように、同等性は一度確立してしまうとその後の検査体制の実効性は輸出国に依存するという問題がある。また、例え制度や枠組みがあったとしてもその運用が実効性を持っているかは別問題である。同等性を承認する際には、書面上で制度が確認できても、現場の作業員レベル、施設レベルで書面に記載されている制度が遵守されているかどうかを実際に確認する必要がある⁴⁹。同等性評価とその認定に当たっては、輸出国の実態を確認するという意味でも、輸出国のコンプライアンスを高めるという意味でも、現地調査は重要な問題といえる。この現地調査の位置づけや意味については各国で異なる見解があることから、現地調査に関する一般的なガイドラインとして「海外監査団による検査実施のためのガイドライン」を策定することが今後検討される予定であり⁵⁰、このガイドラインの動きも注目していく必要がある。

(6) 技術援助 (Technical Assistance) について

- ・ 論点：(発展途上国の輸出国に対する) 技術援助を文書の中に盛り込むか・コーデックスのマネートとして取り扱うべき問題か
- ・ 経緯・現状

技術援助について主文では、「輸入国は同等性評価を促進するよう技術援助を積極的に考慮すべきである⁵¹」と記述するのみに留まっていた。CCFICS(13)の事前に提出された付属文書のドラフトに関するサーキュレーションレター⁵²への回答で、アルゼンチン、ボリビア、メキシコなど多くの発展途上国が、技術援助に関する文書をより詳細に発展させる必要性を論じた。これに対してカナダは、WTOのSPS委員会が第4条の実施に関して技術援助について述べていること⁵³や、FAOが技術協力プログラムを提供していることから、技術援助はコーデックスやCCFICSで扱う問題ではないとコメントした。また、アメリカも敢えて付属文書を作成しなくても採択済みの主文を修正すれば足るのではないかと消極的であった。CCFICS(13)では、技術援助はコーデックスではなくFAOやWHOの範疇とされたが、一般的な言及を行うことには合意し⁵⁴、米がディスカッションペーパーを作成すること⁵⁵となった。CCFICS(14)では、特に途上国からの要

⁴⁹ これは、例えば日米間の牛肉輸出入の問題でも明らかになった点である。特定危険部位(SRM)を除去するという輸出プログラム上の取り決めがあっても、それが現場の作業員のレベルで守られていなければ実効性があるとはいえない。この意味で、実効性やコンプライアンスを確認する現地調査は重要な問題といえる。

⁵⁰ Guidelines for the Conduct of Foreign Audit Team Inspections、(ALINORM 07/30/30、パラ74-75) 豪の電子ワーキンググループによって議論される予定。

⁵¹ (原文)Section 4 para.7. n) An importing country should give positive consideration to a request by an exporting developing country for appropriate technical assistance that would facilitate the successful completion of an equivalency determination.

⁵² CX/FICS 04/13/3

⁵³ WTOのSPS第9条には技術援助に関する規定がある。

⁵⁴ ALINORM 05/28/30(パラ8)

望が大きいことから、FAO/WHO 技術援助プログラム等のリソースへのアクセスに関するガイドラインの策定について、付属文書化も視野に入れて検討された。しかし、技術援助の付属文書における取り扱いをめぐっては未だに意見の集約がみられていない。

4. 最後に

以上見てきたように、WTO においてもコーデックスにおいても「同等性」は概念・理念 (theoretically) としての有用性は共有されているものの、「何の」同等性を「どのように」評価して確立するのかという実際に運用するための (practically) 議論が未だ発展段階にある。合意が困難な背景には、安全性確保のためにスコープを広くし手続きを詳細に議論したい輸入国と、出来るだけ輸出がしやすいようにスコープを限定して手続きを簡素化したい輸出国の思惑と、こうした問題にも技術的な支援が必要とする途上国の思惑が複雑に錯綜していることも指摘できる。食品安全に関して同じような考え方や類似の制度を持つ国家間では同等性は確立しやすいかもしれないが、国際機関レベルでは、様々なアプローチと制度を持っている国家が、様々な局面に対応できる一般的なルールを作らなければならないという点が困難な点であるといえる。

しかし、同等性の議論は輸入国である日本にとって非常に重要な問題と言える。前述のように、SPS の第 4 条では、輸出国の衛生措置が輸入国の ALOP を確保できると客観的に証明される場合に、輸入国はその措置を受け入れなければならないとしている。将来的に同等性に関する紛争処理が、強制管轄権を持つ WTO へ持ち込まれた場合に、WTO で食品に関する国際規格の策定機関とされているコーデックス (CCFICS) で定められた手順が参照されることになる。周知のとおり、この意味で、コーデックスの規格自体は任意のものであるが、WTO の参照機関であることから「任意以上」の意味を持っているといわれる。即ち、仮に日本と異なる措置をとっている輸出国の措置が、今後 CCFICS で策定されるガイドラインに基づいて日本の ALOP を満たしていると客観的に証明された場合には、日本は当該措置を受け入れなければならないということになる。この点については、CCFICS(15)に参加していた WTO の代表も、WTO の加盟国であれば同等性の要請を受ければ協議を行わなければならないと、同等性が実証されれば受け入れなければならないと念を押している⁵⁶。

現在、CCFICS の議論では、先進国・途上国ともに輸出国が積極的に発言している。輸出国に有利な形で文書が策定されると、将来的に同等性に関する合意が日本を始めとする輸入に依存する国々の食品安全にもたらすインプリケーションは大きい。来年度 (07年6月)開催される CCFICS の作業部会では文書化が大いに進展することが見込まれることから、今後の動きにも注視していく必要がある。

⁵⁵ ALINORM05/28/30 (パラ 25)

⁵⁶ ALINORM 07/30/30、パラ 50

主要な参考文献・ホームページ

WTO 関係

- ・ 外務省経済局国際機関第1課編『解説 WTO 協定』日本国際問題研究所
- ・ 田村次朗『WTO ガイドブック』第2版、弘文堂 2006年
- ・ 小寺彰『WTO 体制の法構造』東京大学出版会 2000年
- ・ SPS ホームページ http://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/sps_e.htm
- ・ SPS Agreement Training Module
http://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/sps_agreement_cbt_e/intro1_e.htm
- ・ SPS 委員会の 2005 年の報告書 (G/SPS/36, 11 July 2005)
- ・ Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Article 4 of the Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/19, (その後の経緯 G/SPS/19/Add.1, G/SPS/19/Add.2, G/SPS/19/Add.3, G/SPS/19/Rev.1)
- ・ Decision on the Implementation of Article 4 of the Agreement on the Application of Article 4 of the Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/19/Rev.2
- ・ SPS 委員会に提出された各国の意見 : G/SPS/GEN/212, G/SPS/GEN/243, G/SPS/GEN/261, G/SPS/GEN/304

「同等性」一般に関して

- ・ Frode Veggeland, Christel Elvestad, *Equivalence and Mutual Recognition in Trade Arrangements Relevance for the WTO and the Codex Alimentarius Commission*, NILF (Norwegian Agricultural Economics Research Institute) report 2004-9
<http://www.nilf.no/Publikasjoner/Rapporter/En/2004/R200409Hele.pdf>
- ・ 中川淳司「経済規制の国際的調和 第8回－IV基準認証制度の国際的調和 1 工業製品の基準認証制度」『貿易と関税』51、2003年8月
- ・ J.J Kastner, R.K. Pawsey, "Harmonising sanitary measures and resolving trade disputes through the WTO-SPS framework. Part II. A case study of the US-Australia determination of equivalence in meat inspection", *Food Control* 13, 2002, pp.57-60
- ・ Steve Hatherway, "The Principle of Equivalence," *Food Control* 10, 1999, pp.261-265
- ・ *Report of FAO Conference on International Food Trade Beyond 2000: Science-Based Decisions, Harmonization, Equivalence and Mutual Recognition*, Melbourne, Australia, 11-15 October 1999, <http://www.fao.org/docrep/meeting/X2808E.htm>

その他

- ・ Tim Josling, Donna Roberts, David Orden, *Food Regulation and Trade – Toward a Safe and Open Global System*, Institute for International Economics, Washington, DC., March 2004
- ・ 中川淳司「経済規制の国際的調和 第9回－IV基準認証制度の国際的調和 2 食品衛生・安全基準」『貿易と関税』51:pp.34-45、2003年10月

コーデックス関連文献

Procedural Manual 15th edition, Codex Alimentarius Commission

CCFICS 関係

・採択文書・ガイドライン

「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン (Guideline for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification systems)」 (CAC/GL 26-1997)

「食品輸出入検査認証制度の同等性に関する合意の形成のためのガイドライン、 (Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Import and Export Inspection and Certification Systems)」 (CAC/GL 34-1999)

「食品の検査認証にかかわる衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (Guideline on the Judgement of Equivalence of Sanitary Measures Associated with Food Inspection and Certification Systems, 「措置の同等性に関するガイドライン」)」 (CAC/GL53-2003)

・議事録

CCFICS(8):ALINORM01/30、CX/FICS 00/6

CCFICS(9): ALINORM01/30A、CX/FICS 00/6、CX/FICS 00/6Add.1

CCFICS(10): ALINORM03/30、CX/FICS02/4、CX/FICS02/05、CX/FICS02/05Add.1、CX/FICS02/4Add.1

CCFICS(11): ALINORM03/30A、CX/FICS02/11/3

CCFICS(13): ALINORM05/28/30、CX/FICS04/13/3、CX/FICS04/13/3Add.1

CCFICS(14): ALINORM06/29/30、CX/FICS05/14/3、CX/FICS05/14/3Add.1、CX/FICS05/14/3Add.2、

CX/FICS06/15/4